

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金支給口座登録等の届出書

令和3年9月分の児童手当支給市区町村

十島村長 殿

市区町村
受付印

1. 届出者・申請者(児童手当を受給していた方(もしくはそれに準ずる方))

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所(住民票所在地)
	男・女	昭和・平成 年 月 日	電話 () ※日中連絡のつく連絡先 住所(令和3年9月30日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記載不要

※下欄の事項(1)～(6)に誓約・同意の上、申請します。

2. 新規振込先指定口座(児童手当を受給していたご本人名義の口座に限ります。)

下記の金融機関口座(原則、1.の届出者の口座とします。)への振込みを希望します。

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		「1.届出者」名義に限る。カナ(又はアルファベット) ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※ 窓口での現金支給を希望します。 □(左のチェック欄への記入をお願いします。)

※金融機関の口座がつかれない方等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、その理由と本人確認資料を裏面に添付してください。

口座振込が出来ない理由

【誓約・同意事項】

- 子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件に該当します。
- 子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件の該当性を審査等するため、十島村が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この届出書は、十島村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 十島村が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和4年3月31日までに、十島村が届出者に連絡・確認できない場合に、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されないことに同意します。
- 給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付金を返還します。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

（2. 受取方法にアを選択した場合は提出してください。）

本人確認書類

（2. 受取方法にイを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。）

※個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し等